

鈴鹿亀山地区広域連合障害者活躍推進計画

機関名	鈴鹿亀山地区広域連合
任命権者	鈴鹿亀山地区広域連合長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
鈴鹿亀山地区広域連合における障害者雇用に関する課題	<p>鈴鹿亀山地区広域連合においては、会計年度任用職員のみを直接雇用しており、正規職員は全て構成市からの派遣又は併任であり、構成市の人事異動で派遣されている。</p> <p>職員の異動等により障がい者である職員が在籍することもあるが、これまで個別に対応してきており、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
1 採用に関する目標	障がいがある職員が在籍する場合を想定し、職員の障がい者雇用に関する理解を促進する。
2 定着に関する目標	該当者がいる場合は、当該年度採用者の毎年度末における定着状況を把握し、不本意な離職者を出さないように努める。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>障がい者である職員の相談窓口を設置し、広域連合内職員掲示板等により周知する。</p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。また、その際には必要に応じて労働局に相談を行う。</p>
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>相談窓口への相談のほか、人事評価における面談の際、障がい者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>職員の募集及び採用に当たっては、次の取扱いを行わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。 ・自力で通勤できるといった条件を設定すること。

	<ul style="list-style-type: none">・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。・ 「就労支援機関に所属及び登録をし、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。・ 特定の就労支援機関からに限った受入れを実施すること。
4 その他	障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。